国際関連情報 Report from IASB

のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト—ディスカッション・ペーパー 「企業結合—開示、のれん及び減損」の概要

おおっ たかあき IASB テクニカル・フェロー **大津 喬章**

はじめに

本稿では、筆者が担当しているのれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクト(本プロジェクト)に関して、国際会計基準審議会(IASB)が2020年3月に公表を予定しているディスカッション・ペーパー「企業結合一開示、のれん及び減損」(本ディスカッション・ペーパー)の概要について、本稿の執筆時点の情報に基づいてご報告できればと考えている。前稿以前にすでにご報告した内容については、参照先をご覧いただきたい。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

本ディスカッション・ペーパーの 概要

本ディスカッション・ペーパーの概要は、以 下のとおりである。

- イントロダクション(経緯、プロジェクトの 目的など)
- IASB の暫定決定内容
 - 1. 企業結合に関する開示の改善

- 2. 現行の減損テストの改善可能性
- 3. のれんの償却再導入
- 4. 「のれんを除く資本合計」の表示
- 5. 強制的な年次の減損テストの免除
- 6. 使用価値―将来のリストラクチャリング 又は資産の拡張によるキャッシュ・フロー 並びに税引後キャッシュ・フロー及び税引 後割引率の許容
- 7. 企業結合により取得した識別可能な無形 資産をのれんに含めるか否か
- 暫定決定の相互関連性と比較衡量

イントロダクション

本プロジェクトは、IASB が 2013 年に実施した IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。)の適用後レビュー(PIR¹)に端を発したプロジェクトであり、企業結合に関するより有用な情報、すなわち買収理由、買収対価の算定方法及び取得後の業績を財務諸表利用者(利用者)に提供することで、経営者の企業結合に関する説明責任を明確にすることをプロジェクトの目的としている。その目的を達成するために、IASB は、企業結合に関する開



示、減損テストの有効性及び複雑性、のれんの 償却再導入及び取得から生じた無形資産をのれ んに含めるか否かに的を絞り検討している。本 プロジェクトの経緯や解決すべき問題の詳細に ついては、本季刊誌第65号及び第66号の記事 をご覧いただきたい。

IASB の暫定決定内容

1. 企業結合に関する開示の改善 IASB の暫定決定

企業結合に関する開示の目的をより明確化 し、買収対価の妥当性及び取得後の業績を 利用者に提供するための開示要求事項を規 定する。

当該暫定決定の詳細については前稿をご覧い ただきたいが、IASB はすべての暫定決定のう ち、この開示の提案を一番重要なものとして位 置付けている。

2. 現行の減損テストの改善可能性 IASB の暫定決定

現行の IAS 第36号「資産の減損」におけ るのれんを含む資金生成単位の減損テスト を、取得後の業績に応じてのれんの減損損 失を適時に認識する観点から、妥当なコス トでより効果的に設計することは実現困難 である。

利害関係者からのれんの減損損失の認識が遅 すぎる又は金額が少なすぎる問題(「too little. too late | 問題) への懸念が聞かれたことを踏

まえ、IASB は当該問題の原因であるシール ディング効果を軽減するためにヘッドルーム・ アプローチの開発に注力した。しかしながら、 結果として、妥当なコストで当該アプローチを 運用していくことは困難であるとの判断のも と、現行の減損テストをより効果的に改善する ことは困難であると暫定決定した。

また、IASB は現行の減損テストがのれんを 直接的にテストされるように設計されておら ず、資金生成単位にのれんを含め間接的にテス トしていることを強調しつつ、「too little, too late」問題については、最も重要視している企 業結合に関する開示の改善により対応すること を提案している。

なお、「too little. too late | 問題やヘッド ルーム・アプローチの詳細については、本季刊 誌第65号及び第66号をご覧いただきたい。

3. のれんの償却再導入 IASB の暫定決定

のれんの償却を再導入しない(現行の減損 テストのみアプローチを維持する。)。

当該暫定決定の詳細及び2018年7月の IASB ボード会議での議論については、本季刊 誌第66号をご覧いただきたいが、IASBボー ドメンバーの間でものれん償却派、現行維持派 で意見が割れたため、本ディスカッション・ ペーパーには両アプローチの主張を含め、利害 関係者に対してこの議論に関する新たな証拠や 見解を求めている。

¹ 適用後レビュー (PIR) は、新基準の適用後に、新基準が期待されたとおりに機能しているかなど、利害関 係者への影響を評価するために実施されるものである。PIR を実施することが、必ずしも新基準を改訂するこ とに繋がるわけではないが、PIR の結果次第では、新基準の小規模な改訂や幅広い再検討を開始することにも なり得る。

4.「のれんを除く資本合計」の表示 IASBの暫定決定

貸借対照表に「のれんを除く資本合計」を 表示する要求事項を規定する。

IASBは、現行の減損テストがのれんを直接的にテストできないという判断から、「のれんを除く資本合計」金額を貸借対照表の一つの表示科目又はその外で独立掲記して表示するなどして、財政状態における透明性をより高めることを期待している。IASBは、本ディスカッション・ペーパーを利用して、具体的な表示方法も含めた本提案に対する利害関係者の意見を得たいと考えており、今後さらに議論することを予定している。

5. 強制的な年次の減損テストの免除 IASBの暫定決定

現行ののれん及び耐用年数を確定できない 無形資産に対する強制的な年次の減損テストを免除し、減損の兆候が生じている場合 のみ当該テストの実施を要求する。

IASBは、この提案により、のれんの減損テストのコスト負担を減らせると考えているが、どの程度削減できるかについて利害関係者の意見を聞きたいと考えている。ただ、一部のIASBボードメンバーは、強制的な減損テストを免除することでその堅牢性を低下させることになるため、減損テストのみアプローチを導入する以前と同様に、そのような免除はのれんの償却再導入と一緒に提供すべきとも述べている。その一方で、他のIASBボードメンバーは、減損テストの頻度を上げることにより、資金生成単位の減損テストで生じ得るシールディング効果を取り除くことはできないため、減損テストの強制的な実施コストを正当化し得ないと主張している。この暫定決定に関しても、

IASB ボードメンバーの間で意見が割れており、IASB は本ディスカッション・ペーパーを利用して、利害関係者の意見を聞き今後の議論に活かしたいと考えている。

6. 使用価値―将来のリストラクチャリング又は資産の拡張によるキャッシュ・フロー並びに税引後キャッシュ・フロー及び税引後割引率の許容

IASB の暫定決定

使用価値計算における将来キャッシュ・フローの見積り計算から、将来のリストラクチャリング又は資産の拡張からのキャッシュ・フローを除外する規定をなくし、当該キャッシュ・フローを見積り計算に含めることを許容する。

税引後キャッシュフローおよび税引後割引 率の使用を許容する。

IASBは、使用価値計算を改善することにより、減損テストの実施コスト及び複雑性を軽減し、また、公正価値の想定方法とより整合性のとれた算定方法になると考えている。

7. 企業結合により取得した識別可能な無形資産をのれんに含めるか否か

IASB の暫定決定

のれんとは別途認識される識別可能な無形 資産の範囲は変更しない。

IASB は、利害関係者から無形資産の個別の認識が取得理由を把握するうえで役立っているという意見や、それとは反対に、無形資産の評価の困難性や自己創設の無形資産の会計処理との整合性が図れていないなど両論の意見を入手した。また、IASB は、IFRS 第3号が企業結合で個別に認識される無形資産の範囲を過去に



拡大した経緯を踏まえ、再度その範囲を変更す る必要があるという説得力のある証拠はまだ入 手できていないとして、その範囲を変更しない と暫定決定した。IASBは、企業結合による無 形資産と自己創設の無形資産に対する会計上の 整合性については本プロジェクトの範囲外であ るとして、「2020年アジェンダ・コンサルテー ション」プロジェクトに対してコメントするよ う要望している。

暫定決定の相互関連性と比較衡量

IASB は、前述の各暫定決定内容を決定する にあたり、それぞれの提案の相互関連性及び当 該決定によってもたらされる便益とコストの比 較衡量を勘案している。

1. 各暫定決定の関連性

IASB は、例示として、暫定決定間に以下の 相互関連性があると考えている。

- のれんの償却再導入の議論は、のれんの減損 損失を適時に認識する観点から現行の減損テ ストをより改善できるかどうかの議論と相互 に関連している。
- 強制的な年次の減損テストを維持するかどう かの議論は、のれんの償却再導入の議論と相 互に関連している。
- 強制的な年次の減損テストを免除することに よるコストの軽減は、企業結合に関する開示 の改善によって生じるコストの増加と相互に 関連している。
- ・企業結合に関する開示の改善提案の一つであ る取得後の業績開示の議論は、のれんの減損 損失を適時に認識する観点から現行の減損テ ストを改善できるかどうかの議論と関連して いる。
- 無形資産をのれんに含めるか否かの議論は、

のれん償却再導入の議論と関連している。

2. 暫定決定がもたらす便益とコストの比較衡量

IASB は暫定決定を下すにあたり、暫定決定 内容によってもたらされる便益とコストの比較 衡量を実施している。暫定決定内容が仮に適用 されたとすれば、本プロジェクトの目的を達成 できると考えてはいるが、その反面、新たな開 示要求事項は財務諸表作成者(作成者)のコス トを増加させることにもなるため、それぞれの 暫定決定の便益とコストを全体的に比較衡量 し、前述の暫定決定に至っている。

コメント募集

本稿の執筆時点の情報では、IASB は、2020 年3月中旬までにディスカッション・ペーパー を公表する予定である。IASB は幅広いフィー ドバックを得るために、ディスカッション・ ペーパーのコメント期間を通常の120日から 180日に延長しており、2020年9月中旬にコメ ント期日を設定する予定である。IASB は特に のれんの償却再導入に関する、新たな証拠や見 解を期待しており、今後の議論に役立てたいと 考えている。

おわりに

米国財務会計基準審議会(FASB)における 同等のプロジェクトの最近の動向も、簡単に触 れておきたい。FASB は、2019 年 7 月に公表 したコメント募集「識別可能な無形資産及びの れんの事後の会計処理」を踏まえ、2019年11 月にコメント募集に応じた利害関係者の参加に よる公開の円卓会議を実施した。その会議の中 では、主にのれん償却の可能性及びのれん償却 の耐用年数をどのように決定すべきかについて の議論がなされたが、複数の利用者から経営者 が決定したのれんの償却年数は有用な情報にな り得るという声が聞かれた。

筆者は、この点に注目したいと考えている。一部の利用者にとって、経営者がのれんの源泉をどのように考え、その源泉がどの程度効果を持ち得るのかという情報は、利用者の将来キャッシュ・フローを見積る上でも非常に有用な情報になり得るというメッセージをこの発言は含んでいると考えている。この経営者の視点からのれんの耐用年数を開示させるのは、IFRS 第8号「事業セグメント」におけるマネジメント・アプローチと整合しており、のれん償却+このマネジメント・アプローチに基づい

た耐用年数に関する開示(事後的な開示も含む。)によるサポートにより、「too little, too late」問題に対処し得ると筆者は考えている。

重複するが最後に、IASB は特にのれん償却 再導入に関して、新たな証拠や見解を求めており、日本の利害関係者からのコメントに大変高 い期待を寄せている。なぜなら、日本は4つの 会計基準(日本会計基準、国際会計基準、米国 会計基準、修正国際基準)の利用が認められて おり、のれん償却・非償却を比較分析し得る環 境にあるため、利用者、作成者、監査人、規制 当局などの実務面からのコメントを非常に重要 だと IASB は考えているためである。IASB 及 び本プロジェクト・チームは、様々な見解・意 見を期待している。